

第4回市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ奥山委員提出資料中1. 3）（構成員提出資料P6）に記載された「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」に関する質問（構成員提出資料P8～P13）に対する回答（青字部分の回答を事務局で記載）

赤字に関してお答えいただきたい。

5）一時保護改革

・本報告書に基づいた一時保護所の在り方ガイドラインを作成するとともに、職員配置基準を児童養護施設と同等以上とすることを明記。【国】（平成29年度）⇒配置基準は明記されているか？

→「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知別添）Ⅲ1において、職員配置について、児童養護施設について定める設備運営基準と同等以上とすることが望ましい旨明記。

・一時保護職員の研修枠拡大【国】（平成30年度）⇒行っているか？

→平成30年度から、国立武蔵野学院が実施する「児童相談所一時保護所指導者研修」の研修枠を拡大（2回→3回）。

・一時保護スーパーバイザーの創設と研修【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しはどうなっているか？

→必要な財源確保が必要であり、財源確保方策とあわせて引き続き検討。

・子どもにとっての生活必需品が個人所有として初日から配布できるような財政的手当【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しはどうなっているか？

→平成30年度予算において、一時保護児童の一般生活費の支弁について、初日から5日目までに一般生活費のうち日常生活諸費にかかる経費を全額支給することができるよう単価を見直し。

・アセスメント一時保護施設を開放的な空間として確保するための、施設の一時保護定員枠の設定【国】（平成30年度）⇒定員枠に関しての状況は？

→一時保護実施特別加算費（一時保護専用施設）の積極的な活用について周知（平成30年3月20日全国児童福祉主管課長会議）。

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別添）4（8）において、一時保護所の必要定員数、一時

保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数を記載することを明記。

「一時保護ガイドライン」Ⅱ 4において、

- ・一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であること
- ・このため、一時保護については、必要な一時保護に対応できる定員設定を行い整備すること、里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること等に努めることが重要であること

について明記。

・一時保護実施特別加算費の要件を見直す等により、地域に分散した小規模な一時保護専用施設の設置を促進【国】（平成 31 年度）⇒予算要求はできているか？

→ 平成 30 年度予算において、一時保護専用施設の敷地内要件を緩和し、敷地外に設置した場合も加算対象に追加。

・一時保護委託を受けた施設もしくは里親に対する通学送迎加算の創設【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

→ 平成 30 年度予算において、一時保護委託児童の通学送迎費加算を創設。

・閉鎖空間での緊急一時保護、開放空間でのアセスメント一時保護を整え、閉鎖的空間における緊急一時保護期間の設定及び延長時の手続保障制度の創設【国】（平成 32 年度より実施）⇒見通しは如何か？

→ 「一時保護ガイドライン」Ⅱ 2において、閉鎖的環境と開放的環境の定義、閉鎖的環境での保護で保護する期間は、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録にとどめるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明することを明記。

・それぞれの職員配置基準の適正化、スーパーバイザーの配置の推進【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

→ 必要な財源確保が必要であり、財源確保方策とあわせて引き続き検討。

・都道府県等において、上記ガイドラインに基づき、既存の一時保護所の見直し、一時

保 専用施設・一時保護委託里親の必要数、一時保護に関わる職員の育成など都道府県一時保護適正化計画（平成 31 年からの 5 年計画）を策定。【都道府県】（平成 30 年）。5 年後 には、緊急一時保護とアセスメント一時保護の平均入所期間及び原籍校に通学できる学齢以上の子どもの統計を取り可視化する。

・一時保護の第三者評価の準備と実施【国】（平成 29 年度第三者評価基準・項目・評価方法の策定、平成 30 年度専門チームによる試行、平成 32 年度以降、全一時保護施設で実施）⇒専門チームはできているか？

→ 平成 29 年度調査研究において、一時保護の第三者評価の評価基準案を作成。平成 30 年度調査研究において、専門家のチームによる一時保護の第三者評価をモデル的に実施。

・並行して、一時保護所における子どもの権利擁護状況の研究事業（一時保護解除時の無記名アンケート調査など）【国】（平成 30～32 年度）⇒前回ご報告頂いた。

2. 児童相談所改革

1) 中核市・特別区の児童相談所設置

・各都道府県にある中核市・特別区が児童相談所を設置できるような支援方法を計画し、平成 33 年度までに中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにする【都道府県】（平成 30 年度に詳細計画を作成する）⇒詳細計画はどのようなになっているのか？

→ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」4（10）において、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組を記載することを明記。

・そのために必要な制度的な支援を国が行う【国】（平成 29 年度～）⇒支援は十分か？

→平成 30 年度予算・平成 31 年度概算要求に下記を計上。

（平成 30 年度予算）

- ・都道府県等職員を市区へ派遣した場合の代替職員の配置等に関する補助の創設
- ・一時保護所整備費加算の創設（個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような整備を行う場合）

（平成 31 年度概算要求）

- ・中核市等から都道府県に研修等のために職員を派遣した場合の代替職員の配置に係る補助単価の拡充
- ・一時保護所整備費加算の単価を拡充

2) 通告窓口の一元化

- ・ 通告窓口を一元化する場合には通告を受ける機能を児童相談所、市区町村以外にも、都道府県庁が行えるように制度を改正する【国】（平成 33 年度）
- ・ 一元化された窓口として必要な情報（これまでの通告に関する情報など）及び窓口の対応の在り方を提示する【国】（平成 33 年度）
- ・ 一元化された窓口が設置される場合の職員研修の構築及び財政的支援を行えるように提示する【国】（平成 33 年度）
- ・ 上記の状況を踏まえた各都道府県の一元化された通告窓口計画【都道府県】（平成 33 年度）

3) 児童相談所の機能分化

- ・ 調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の機能分化の在り方を検討し、検討結果を踏まえた人員配置を含む体制の在り方を提示【国】（平成 30 年度）⇒
人員配置まで含めた体制の在り方を提示することが必要。

→ 支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方について、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループにおいてご議論いただいているところ。

- ・ 上記を踏まえ、児童相談所の機能向上に関しての改革を調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能への機能分化も含めて実施する計画を作成【都道府県】（平成 31 年度）

4) 在宅措置・通所措置

- ・ 在宅措置・通所措置に関する活用の徹底【国】（平成 29 年度）⇒どのように徹底がなされたか？反応は如何か？

→ 児童相談所が行う在宅指導措置について、

- ・ 市町村は、基礎自治体として地域の子育て支援の中心的役割を担っており、児童虐待への対応においては、市町村が実施する子育て支援サービスの提供を含め、児童相談所と市町村が連携して行うことが重要であることから、市町村への委託を積極的に検討すること
- ・ 地域で子どもや保護者を支援する観点から、幅広い法人等の活用も含め、児童家庭支援センター等への委託について積極的に検討すること

について自治体に依頼（平成 30 年 3 月 20 日全国児童福祉主管課長会議）。

- ・ 在宅措置・通所措置の事例集の作成【国】（平成 30 年度）⇒行っているか？

→ 具体的な事例（委託したケースの状況、効果的だった点等）について調査を行い、今年度末に開催予定の全国児童福祉主管課長会議で周知予定。

・在宅指導措置件数を委託先ごとに集計して公表【都道府県】（平成 30 年度より）⇒
準備はできているか？

→ 別紙 1 参照。

・通所措置制度を創設し、在宅措置・通所措置に係る公費制度を創設【国】（必要な財
源を 確保し、できるだけ早期に実現）⇒どのような進捗になっているか？

→ 必要な財源確保が必要であり、財源確保方策とあわせて引き続き検討。

5) リーガルソーシャルワークの充実

・平成 29 年改正法による司法関与の利用に関して、児童相談所運営指針に書き込むと
ともに、ガイドラインを Q&A も含めて提示【国】（平成 29 年度）⇒Q&A は提示され
ているのか？

→ 平成 29 年の「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」
による司法関与について、「児童相談所運営指針の改正について」（平成 30 年 1 月 12 日
付け子発 0112 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）により児童相談所運営指針の改正
を通知するとともに、同日に「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改
正する法律（平成 29 年法律第 69 号）の施行に係る Q&A の送付について」（平成 30 年 1
月 12 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）を発出。

・平成 29 年改正法に関わる、一時保護審査、保護者指導への司法関与について、その
件数 と成果・問題点を全国レベルで調査する【国】（平成 31 年度）。上記調査結果や児
童相談 所の体制の整備の状況等を踏まえ検討し、必要な措置を講ずる【国】（平成 33 年
度）。⇒調査の準備はできているか？

→ 平成 30 年の児童相談所体制整備状況調査において、平成 30 年 4 月 2 日から同年 5 月
31 日までの施行状況を調査。

・児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度の検討・確立【国】（平成 31
年度）⇒研修制度は確立できるか？

→ 平成 29 年度調査研究において、児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修カリ
キュラムの策定を実施。平成 30 年度調査研究において、児童相談所に配置される弁護士
を対象とした研修をモデル的に実施。

- ・全ての児童相談所への弁護士配置を 5 か年計画【都道府県】（平成 33 年度）
- ・児童相談所への弁護士配置状況を公開【国】（平成 29 年度より）⇒本日の資料

6) 人材育成 ・今年度より行われている児童福祉司スーパーバイザー研修及び社会福祉主事等の任用前研修及び児童福祉司研修の実施状況の集計及びその効果判定を行う

【国】(平成 29 年度より) ⇒効果判定の結果は？

→ 平成 29 年度 SV 研修において到達度チェックを実施。結果は別紙 2 参照。

・オンザジョブトレーニングの在り方を検討し、効果判定を行う【都道府県】(平成 30 年度より)

3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

・本報告書に基づき、各市区町村が都道府県とともに、妊娠期から自立まで、及びポピュレーションアプローチから在宅措置・通所措置委託といったハイリスクアプローチまで、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約する【都道府県】(平成 31 年度)なお、その構想を策定するにあたって、保健と福祉の協働及び教育との連携、保健師の役割が適切に組み込まれているものとする。

・市区町村は、上記構想を平成 36 年度までに実現することとし、都道府県はそれをモニタリングし、支援を行う【都道府県】(平成 36 年度まで)

・市区町村の財政基盤の強化のための支援を行う【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現) ⇒進捗状況は如何か？

→ 市町村の体制強化のため、「児童虐待防止対策強化のための緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において年内に策定することとされた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2019~2022 年度)に基づき、子ども家庭総合支援拠点の職員及び要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置にかかる費用を地方財政措置できるよう総務省と調整中。

また、平成 31 年度概算要求において、

- ・子ども家庭総合支援拠点の開設準備経費、土日・夜間における運営費の加算
 - ・子ども家庭総合支援拠点で支援が必要とされた子どもの日中又は泊付きの預かりを専門に行う「協力家庭」等による預かり
 - ・市区町村の関係部署と管轄児童相談所の情報共有システムの構築
 - ・都道府県による市町村職員への研修事業の拡充
- などに要する費用を計上。

・市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開を支援するチームの創設【国】(平成 30 年度(5 年程度継続)) ⇒チームが活動しているか？

→ 平成 30 年度調査研究において、子ども家庭総合支援拠点のスタートアップマニュアル

を作成予定。

平成 31 年度概算要求において、都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し、当該スタートアップマニュアルの活用等も含めた子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図ることを盛り込んでいる。

・市区町村間の情報共有システムのサポート【国】（平成 32 年度）⇒見通しは如何か？

→ 要保護児童対策地域協議会を構成する市区町村の関係部署や管轄児童相談所の情報共有システムの構築については、平成 27 年度よりモデル事業として国庫補助を行っているところであるが、平成 30 年度調査研究において、要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究を実施、平成 31 年度概算要求においては、市区町村の関係部署と管轄児童相談所の情報共有システムを構築するための費用を計上。

・在宅支援サービス強化の一環として、子どもへの直接的支援事業（派遣型）の創設【国】（平成 31 年度）⇒準備は如何か？

→ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」4（3）において、児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を担うなど、機能強化を図るよう依頼しており、今後、必要な財源確保が必要であり、財源確保方策とあわせ更なる機能強化に向けた方策を引き続き検討。

平成 31 年度概算要求において、子ども家庭総合支援拠点で支援が必要とされた子どもの日中又は泊付きの預かりを専門に行う「協力家庭」等を確保し、預かりを実施するために必要な費用を計上（子ども家庭総合支援拠点の支援メニューの充実）。

・ショートステイの利用促進のため、ショートステイ定員枠を子ども人口比で設定【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

→ 子育て短期支援事業については、子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成に当たり、ニーズ調査等を行ったうえで、量（利用日数）の見込みを算出することとなっている。

2020 年度を始期とする第 2 期の事業計画の作成に向けた量の見込みについては、「ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を加えること」としており、地域の実情にあわせて、適切に量を見込んだ上で、受け皿の確保を行うこととしている。

・自宅からショートステイ先への送迎及び通学送迎加算を設定【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

→ 必要な財源確保が必要であり、財源確保方策とあわせ引き続き検討。

- ・児童家庭支援センターの経費に関して、現行の事務費及び相談支援件数に応じた補助に支援内容を加味した経費が支払われる仕組みを検討し、児童家庭支援センターを児童福祉施設及び他の法人が設置することを誘導する【国】（平成 30 年度以降）⇒進捗状況は如何か？

→ 必要な財源確保が必要であり、財源確保方策とあわせ引き続き検討。

- ・児童相談所管内に人口規模に応じて 1 か所以上の児童家庭支援センターを設置する計画を策定【都道府県】（平成 30 年度までに計画を策定し、平成 41 年度までに設置）

- ・都道府県が行っている要対協専門職研修の効果をモニタリングして、研修の向上を図る【国】（平成 30 年度より）⇒モニタリングはどのようなになっているか？

→ 要保護児童対策地域協議会の調整機関の調整担当者研修は、法定研修として平成 29 年度に開始し、初年度の修了者は約 1,500 名であった。初年度の実績だけでなく、今後の研修実施状況を踏まえて、モニタリング・研修内容の改善について検討していきたい。

- ・研修対象を市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員に広げる【都道府県】（平成 30 年度より）

- ・保育所等における保育の質の向上及び子ども家庭支援機能として、保育士の職員配置の改善を目指すとともに、調査・研究等も行いながら、研修の充実等を通じて保護者支援・子育て支援に対する専門性の向上に取り組む。また、子どもの発達の問題や養育機能の問題に悩む家庭が増加していることから、保護者支援、子育て支援の向上に向けて、保育所等におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等を踏まえ検討する【国】（平成 29 年度以降も継続的に実施）⇒進捗状況は如何か？

→ 研修の充実等を通じて保護者支援・子育て支援に対する専門性の向上に継続的に取り組んでいる。

- ・経済的に困窮している妊婦への妊娠検査にかかる費用などの支援体制【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

→ 平成 31 年度概算要求において、女性健康支援センターにおける妊娠相談において特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、妊娠判定にかかる費用の補助も含め、医療機関等関係機関に確実につなぐ体制を整備する経費を計上。

- ・24 時間 365 日の妊娠相談【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒

見通しは如何か？

→ 予期せぬ妊娠をした女性を含め、全ての女性が気兼ねなく相談できる女性健康支援センターについて、平成 30 年度から、夜間や休日の相談受付時間の延長に対する加算を開始。

4. 自立支援

- ・「社会的養護自立支援事業」の広報の強化、実施の促進【国】（平成 29 年度）
- ・ケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態の把握【国】（平成 30 年度）⇒どのようになされているか？

→ 平成 30 年度の調査研究において、これまでの施設退所者等に関する調査の検証を行い、調査方法等の検討を実施。その検討結果を踏まえ 2019 年度に本格調査を実施予定。

- ・自立支援に関する検討組織の設置【国】（平成 29 年度～）

以下の項目について検討

- ・「自治体で行う自立支援に関するガイドライン」の策定【国】（平成 30 年度）⇒作成されているか？

- ・ケア・リーバーの地域移動等に対応しうる自治体・関係機関連携の枠組みの検討【国】（平成 30 年度）⇒検討はなされているか？

- ・自立支援計画の策定・実施過程への当事者参画に関するモデル事業（自治体）の実施【国・都道府県】（平成 32 年度）⇒準備は始めているか？

- ・施設における退所者支援、アフター・ケア事業の評価と強化の在り方の検討【国】（平成 30 年度）⇒検討はなされているか？

・地域生活支援の強化方策（①ケア・リーバーと支援者の日常的なつながりの維持・強化方策、②地域生活開始時の集中的支援の在り方と必要初期費用、③妊娠・出産時の集中的支援と費用負担の在り方、④離職、疾病入院等、困窮リスクの発生時の介入方法・生活費用支給の在り方、⑤法的支援の保障と弁護士費用等の公費負担の在り方等）の検討【国】（平成 32 年度）⇒見通しは如何か？

→ （上記 5 項目について）平成 30 年度にケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態調査に向けた調査研究を立ち上げ。その検討結果等も踏まえつつ、自立支援の充実策等の在り方の検討（※）に着手。

上記国レベルでの検討を踏まえ、

- ・自治体レベルでの自立支援に関する検討組織の設置と「当事者」の参画【都道府県】（平成 33 年度）
- ・ケア・リーバーの実態把握の自治体の責務化と毎年の公表の実施【都道府県】（平成

33 年度)

・高等学校卒業後の進学機会の保障【国】(平成 31 年度) ⇒見通しは如何か？

→ 社会的養護自立支援事業や児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業により、大学進学者等への相談支援や生活費等の支援を実施。文部科学省においても、返還不要の奨学金の給付により進学支援を実施。

・地域生活支援の強化方策の実施【国】(平成 31 年度) ⇒見通しは如何か？

→ 社会的養護自立支援事業により、子どもの状況に応じた支援計画を策定し、退所後も継続して生活相談や就労相談、居住支援等のアフターフォローを行っている。当該事業の実施状況等も踏まえて、更なる強化方策等について検討。

・「社会的養護自立支援事業」の評価と今後の在り方の検討【国】(平成 32 年度) ⇒見通しは如何か？

→ 平成 30 年度にケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態調査に向けた調査研究を立ち上げ。その検討結果や、事業の実施状況等も踏まえつつ、検討を進める。

・「在宅措置」をうけた子どもの自立支援の在り方の検討【国】(平成 32 年度) ⇒見通しは如何か？

→ 前述(P9※印)の検討に併せ、在宅措置を受けた子どもの自立支援の在り方について検討。

・社会的養護下にあった子ども・若者全体を対象とした自立支援制度の構築と法整備【国】(平成 33 年度) ⇒見通しは如何か？

→ 平成 30 年度にケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態調査に向けた調査研究を立ち上げ。その検討結果等も踏まえつつ、自立支援の充実策等の在り方の検討に着手。その検討結果等を踏まえて検討。

5. 子ども福祉の評価機構の構築

・海外の評価機構等の状況を調査し、日本における子ども福祉の評価機構の在り方を提示【国】(平成 31 年度までに) ⇒31 年度までにできる予定か？

→ ビジョンに基づき、まずは一時保護の第三者評価から検討を始めており、一時保護の第三者評価については、平成 29 年度調査研究において一時保護所の第三者評価の評価基準案を作成。平成 30 年度調査研究において専門家のチームによる一時保護所の第三者評価

をモデル的に実施。

- ・上記一時保護に関する第三者評価チームを核に上記の提示に基づき、児童相談所、一時保護を行う施設・里親、代替養育を行う施設・里親に関する子ども福祉の評価機構を構築する【国】（平成 34 年度）⇒進捗状況は如何か？

→ ビジョンに基づき、まずは一時保護の第三者評価から検討を始めており、一時保護の第三者評価については、平成 29 年度調査研究において一時保護所の第三者評価の評価基準案を作成、平成 30 年度調査研究において専門家のチームによる一時保護所の第三者評価をモデル的に実施。なお、児童養護施設等においては第三者評価を実施することとなっている。

6. 子どもの権利擁護

- ・各行政分野において子どもの権利擁護者及び機関の必要性を広報する【国】（平成 30 年度）⇒進捗は如何か？

→ 里親や児童養護施設等で暮らす子どもたちに対して、「子どもの権利ノート」の活用等により、権利擁護の仕組みなどの周知を徹底するよう、都道府県や里親、施設関係者等に対して、研修会等の場で依頼している。また、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みの活用促進について、「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みの活用促進について」（平成 30 年 10 月 23 日付け子家発 1023 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により各都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管部（局）長に対して、周知。

- ・現行、アドボケイトとしての機能を持つ児童相談所が家庭裁判所に申し立てる未成年後見制度を活用するため、その実施状況を把握するとともに、未成年後見人支援事業を推進する【国】（平成 30 年度）⇒進捗は如何？

→ 平成 30 年度予算・平成 31 年度概算要求に下記を計上。

（平成 30 年度予算）

- ・児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、児童相談所長が認める子どもに係る未成年後見人については補助対象となるよう補助対象を拡大

（平成 31 年度概算要求）

- ・被後見人の資産要件の緩和（1 千万→1 千 7 百万）

- ・児童相談所の決定に関して、児童福祉審議会が子ども本人、その代理人もしくはアドボケイト、要対協から申請を受けて子どもの権利が擁護されているかの審査に関し、モ

デル事業（平成 30 年度）を行い、その仕組みを提示する（平成 31 年度）【国】⇒モデル事業の状況は？

→ 平成 30 年度調査研究において、子どもの権利擁護に取り組む自治体の参考となるガイドラインを策定予定。平成 31 年度概算要求において、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を創設する費用を計上。

・社会的養護を受けている子どもへの訪問アドボケイト事業に関し、モデル事業（平成 31 年度）を行い、それに基づき制度を構築する。（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）【国】⇒モデル事業の準備はできているか？

→ これまで各施設等で行われてきた権利擁護に関する取組の状況や、上記の実証モデル事業の状況なども踏まえつつ、財源確保と併せて社会的養護を受けている子どもの権利擁護の仕組み等について検討。

・上記の提示を受けて各都道府県で子どもと関係機関に周知して開始する【都道府県】（平成 32 年度）

7. 統計改革、検証、データベース構築及び調査研究

・児童相談所及び市区町村で使われている業務統計を見直し、現状に合っている形で定義を明確にした統計に変更するため、変更案とその定義を提示し（平成 29 年度）、一部の地域で新統計をモデル的に試行し（平成 30 年度から）、全国での統計を変更する（平成 35 年度）【国】⇒進捗は如何か？

・特に、虐待統計に関しては、海外との比較も行えるよう、児童相談所と市区町村への通告件数等、統計項目を検討して定義を明確にし（平成 29 年度）、一部の地域でモデル的に試行し（平成 30 年度から）、新たな統計を開始する（平成 35 年度）【国】⇒進捗は如何か？

→ （上記 2 項目について）平成 29 年度調査研究において、児童相談所で集計されるデータ項目や諸外国のデータベースシステムについて把握するとともに、平成 30 年度調査研究において、現場で活用できるデータベースシステム構築の在り方のほか、国際比較可能な業務統計の在り方について研究。

・一時保護及び代替養育や在宅措置を行った子どものフォローができ、プライバシーが守れるようなデータベースの構築を検討（平成 29 年度）し、そのデータを集めて検討できる研究が行える機関に集約できるシステムを構築（平成 33 年度を目指す）【国】⇒データベースの検討結果は？

→ 平成 29 年度調査研究において、データベース構築に関する調査研究を実施。平成 30 年度調査研究において、要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究を実施。平成 31 年度概算要求において、市区町村の関係部署と管轄児童相談所の情報共有システムを構築するための費用を計上。また、代替養育については、平成 30 年度にケア・リーパー（社会的養護経験者）の実態調査に向けた調査研究を立ち上げ。その検討結果等も踏まえつつ、自立支援の充実策等の在り方の検討に着手する予定としており、そうした検討結果等も踏まえて検討。

・児童相談所、市区町村の子ども家庭福祉、一元化された通告窓口などが通告情報を共有できるデータベースを構築して、都道府県に提示【国】（平成 34 年度）⇒見通しは如何か？

→ 平成 30 年度調査研究において、要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究を実施。平成 31 年度概算要求において、市区町村の関係部署と管轄児童相談所の情報共有システムを構築するための費用を計上。

・上記データベースを用いた都道府県の対応を開始する【都道府県】（平成 35 年度）
・Child Death Review（CDR）に関して、厚生労働科学研究（平成 28～30 年度）と併行して、実現のために省庁横断的に検討を進め、法的整備も含めた制度の在り方について検討を行い（平成 31～32 年度）、それに基づき実現を図る【国】⇒進捗は如何か？

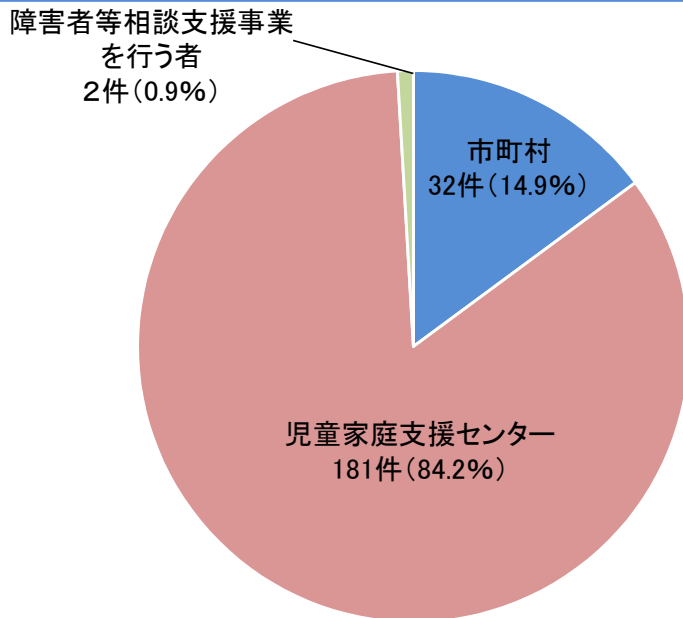
→ 厚生労働科学研究や関連事業の状況も見つつ、平成 29 年 10 月に「子どもの死因究明の推進に係る関係局プロジェクトチーム」を厚生労働省内に設置し、課題の整理等を行っているところ。

・子ども虐待、非行及び社会的養育に関する調査研究の基盤を強化する【国】（平成 32 年度）⇒見通しは如何か？

→ 子ども・子育て支援推進調査研究事業などにより、必要となる調査研究が実施できるように努める。

児童相談所における指導委託の実施状況(平成29年度)

- 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に基づき、児童又はその保護者について、市町村、児童家庭支援センター、障害者等相談支援事業を行う者、その他指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一定の法人)に委託して指導させることができる。
- 平成29年度に児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号による指導委託を実施した件数は215件。内訳は「児童家庭支援センター」が181件(84.2%)で最多。次いで「市町村」が32件(14.9%)、「障害者等相談支援事業を行う者」が2件(0.9%)。



総数：215件
実施児童相談所数：50か所

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成29年度児童福祉司スーパーバイザー研修の到達度チェックについて

到達目標を項目化し、参加者が研修の事前・事後で自己評価(5段階評価)した結果
(5：できる ← 3：どちらともいえない → 1：できない)

	子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 SBI子ども希望財団		
	前期平均	後期平均	増減	前期平均	後期平均	増減
I 知識	2.72	3.53	0.81	2.87	3.65	0.78
法制度に関する知識	3.08	3.87	0.78	3.15	3.87	0.72
子ども虐待に関する知識	2.95	3.65	0.70	2.85	3.57	0.72
アセスメントと支援方針に関する知識	2.89	3.63	0.74	2.91	3.61	0.70
スーパーバイズ(の方法)に関する知識	2.87	3.78	0.91	2.88	3.70	0.82
子どもの権利に関する知識	1.82	2.72	0.91	1.95	3.18	1.23
II 技術-1	3.29	3.82	0.53	3.20	3.71	0.51
ソーシャルワークの基本プロセスの指導	3.09	3.67	0.59	3.12	3.65	0.53
機関連携の指導	3.19	3.68	0.49	3.11	3.59	0.48
子ども虐待のアセスメントの指導	3.46	3.98	0.52	3.30	3.85	0.55
ケースマネジメントの指導	3.43	3.96	0.53	3.34	3.85	0.51
III 技術-2	2.58	3.33	0.75	2.73	3.43	0.70
組織マネジメントの技術	2.99	3.58	0.58	2.92	3.52	0.60
スーパーバイズの技術	2.73	3.56	0.83	2.66	3.51	0.85
スーパーバイズの効果判定	2.00	2.86	0.85	1.95	2.83	0.88
IV 態度	3.87	4.17	0.30	3.70	4.23	0.53